

水第4号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月4日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2号を加える。

- (10) 使用者 給水装置の使用者をいう。
- (11) 所有者 給水装置の所有者をいう。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 一般用 次号に掲げる用途以外の用に使用するもの

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「給水装置の使用者（以下「使用者」という。）」を「使用者又は当該共同住宅を所有し、若しくは経営する者（以下「共同住宅所有者等」という。）」に、「当該共同住宅の所有者又は経営者」を「共同住宅所有者等」に改め、「、使用者」の次に「又は共同住宅所有者等若しくはその委任を受けた者」を加える。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただ

し書」に改める。

第17条第2項第2号中「検査」の次に「、取替え」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) メーターの点検、検査、取替え又は修繕を妨げる行為をしないこと。

第17条第3項中「前項第1号または第2号」を「第1項又は前項第1号から第3号まで」に、「汚染防止または障害除去のための」を「汚染又は漏水の防止、障害の除去その他の」に、「とる」を「執る」に改める。

第19条中「管理者が施行する」を削り、「は、」の次に「当該異議は」を、「責任」の次に「において処理するもの」を加える。

第20条第1項を次のように改める。

管理者は、非常災害、水道施設の損傷、その他やむを得ない事情がある場合を除き、給水を制限し、又は停止しないものとする。

第22条第1項本文中「または」を「又は」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第3項中「呼び径（計量能力により段階分けしたメーターを、その接続端の概略寸法で表した呼び方をいう。以下同じ。）」を「口径」に改め、「は、」の次に「管理者が別に定める基準に従い、」を加える。

第23条中「、代理人または」を「又は」に、「各号の一」を「いずれか」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第24条第2項中「私設消火せん」を「私設消火栓」に、「立会がなければ」を「立会いの上、使用しなければ」に改める。

第25条第2項中「料金」の次に「を総代人が納付しないとき」を

加える。

第26条及び第27条を次のように改める。

(料金)

第26条 料金は、使用期間1月につき、次の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の額と従量料金の額との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、使用期間が1月に満たない場合は、これを1月とみなす。

専用給水装置の用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）							
		使用水量8立方メートルまでの分	使用水量8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	使用水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	使用水量100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	使用水量300立方メートルを超え1,000立方メートルを超える分
13ミリメートル	840円								
20ミリメートル	845円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円
25ミリメートル	850円								
40ミリメートル	10,150円					25円			

一般用	50ミリメートル	10,500円	20円	329円	364円	419円	463円
	75ミリメートル	10,900円	15円				
	100ミリメートル	12,000円	10円				
	150ミリメートル	30,000円	30円				
	200ミリメートル	42,000円	20円				
	250ミリメートル	52,000円	10円				
公衆浴場用	850円	4円					42円

2 共同住宅において、1個のメーターを2戸以上で一般用（日常生活の用に使用するものに限る。以下「一般生活用」という。）として使用する場合は、使用者又は総代人の申請により、当該共同住宅の総使用水量を当該共同住宅における申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）で除して得た水量（以下「平均水量」という。）を基礎とし、設置されているメーターの口径に応じて前項の表に定めるところにより、当該申請戸数1戸ずつにつきそれぞれ算定した額の合計額とする。この場合において、設置されているメーターの口径が25ミリメートル以上のときは、当該口径を20ミリメートルとみなして算定する。

- 3 前項の場合において、平均水量に1未満の端数があるときは、当該総使用水量から、平均水量の1未満の端数を切り捨てた数（以下「調整平均水量」という。）に当該申請戸数を乗じて得た数を控除し、これにより得た数に相当する戸数分にあつては調整平均水量に1を加えた数を、それ以外の戸数分にあつては調整平均水量を、それぞれ前項の算定の基礎となる水量とする。

第27条 削除

第29条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合の使用水量は、前年の同月の使用水量、直近の使用水量等を勘案し、管理者が認定することができる。

第29条第2項中「以上」を削り、「用途区分」を「用途の区分」に改める。

第31条第1項中「それぞれ次」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号」に改め、同項ただし書中「呼び径50」を「口径が40ミリメートル」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用日数が15日以内のとき 第26条第1項の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の2分の1の額と同表に掲げる従量料金の額との合計額に1.1を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 使用日数が16日以上30日以内のとき 使用期間を1月とみなし、第26条第1項の規定により計算する。
- (3) 使用日数が31日以上45日以内のとき 第26条第1項の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同

し書中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に改める。

付則第6項の前の見出し中「家事用」を「一般生活用」に改め、同項中「呼び径が25以下の家事用」を「口径が25ミリメートル以下の一般生活用」に改める。

付則第7項中「家事用」を「一般生活用」に、「呼び径が25」を「口径が25ミリメートル」に改める。

付則第9項中「給水用具」を「給水設備」に、「家事用」を「一般生活用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項、第37条第2項及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市水道条例第26条及び第31条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

水道料金を改定する等のため、横浜市水道条例の一部を改正した

水第4号

いので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第1号から第9号まで省略）

(10) 使用者 給水装置の使用者をいう。

(11) 所有者 給水装置の所有者をいう。

（専用給水装置の用途区分）

第5条 専用給水装置は、次の各号に掲げる用途に区分するものとし、それに属する専用給水装置は、当該各号に定める専用給水装置で、管理者が定めるものとする。

(1) 一般用 次号に掲げる用途以外の用に使用するもの
家事用 住宅において日常生活の用に使用するもの

(2) 業務用 前号及び次号に掲げる用途以外の用に使用するもの

(2)
(3) （本文省略）

（代理人の選定）

第6条 削除
給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないときまたは管理者において必要があると認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人1人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

（総代人の選定）

第7条 1個の水道メーター（以下「メーター」という。）を2戸

以上で使用する共同住宅に係る 使用者又は当該共同住宅を所有し
給水装置の使用者（以下「使用者
、若しくは経営する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は

、共同住宅所有者等
、当該共同住宅の所有者又は経営者が当該共同住宅に居住しない
場合その他管理者が必要と認める場合は、使用者 又は共同住宅所
所有者等若しくはその委任を受けた者のうちから総代理人を選定し、
管理者に届け出なければならない。総代理人に変更があったときも
、また同様とする。

（第2項及び第3項省略）

（家族等の行為に対する責任）

第8条 削除
使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の
行為についても、責を負わなければならない。

（給水装置工事の申込）

第9条 給水装置工事（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省
第16条の2第3項
令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしようとする者は
、管理者に申し込まなければならない。

（第2項省略）

（給水装置の管理義務）

第17条 （第1項省略）

2 使用者または所有者は、次の事項を遵守しなければならない。

（第1号省略）

(2) メーターの点検、検査、~~取替え~~又は修繕の障害となる建築物
、工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(3) メーターの点検、検査、取替え又は修繕を妨げる行為をしな
いこと。

(4)
(3) （本文省略）

- 3 管理者は、第1項又は前項第1号から第3号までの規定に違反した者に対し、水道水の汚染又は漏水の防止、障害の除去その他の汚染防止または障害除去のためのの必要な措置を執るとることを命ずることができる。

(第4項及び第5項省略)

(第三者の異議についての責任)

- 第19条 管理者が施行する給水装置工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該異議は給水装置工事申込者の責任において処理するものとする。

(給水の原則)

- 第20条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷、その他やむを得ない事情がある場合を除き、給水を制限し、又は停止しないものとする。はない。

(第2項省略)

(メーターの設置)

- 第22条 メーターは、市が設置し、使用者又は所有者に保管させるものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを使用者または所有者に設置させることがある。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく計量能力が高いメーターを必要とするとき。
- (2) 1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (3) その他管理者が定めるとき。

(第2項省略)

- 3 設置するメーターの口径呼び径(計量能力により段階分けしたメーターを、その接続端の概略寸法で表した呼び方をいう。以下同じ)及び位置は、管理者が別に定める基準に従い、管理者が定める。

				一トル までの 分	一トル までの 分	一トル までの 分	一トル までの 分	メート ルまで の分	方メー トルま での分	立方メ ートル までの 分	
一般用	13ミリ メート ル	840円									
	20ミリ メート ル	845円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円	
	25ミリ メート ル	850円									
	40ミリ メート ル	10,150 円					25円				
	50ミリ メート ル	10,500 円					20円				
	75ミリ メート ル	10,900 円					15円				
	100ミ リメー トル	12,000 円					10円		364円	419円	463円
	150ミ リメー トル	30,000 円						30円			
	200ミ リメー トル	42,000 円						20円			
	250ミ リメー トル	52,000 円						10円			

水第4号

公衆浴場用	850円	4円	42円
-------	------	----	-----

用途区分	基本料金		超過料金	
	使用水量	料金	使用水量	料金 (1立方メートルにつき)
家事用	8立方メートルまでの分	790円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	43円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	158円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	226円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	293円
			100立方メートルを超える分	320円
業務用	8立方メートルまでの分	790円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	43円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	158円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	226円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	269円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	293円
			100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	320円
			300立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	369円
			1,000立方メートルを超える分	409円

公衆 浴場用	8立方メートルまでの分	790円	8立方メートルを超える分	42円
-----------	-------------	------	--------------	-----

- 2 共同住宅において、1個のメーターを2戸以上で一般用（日常生活の用に使用するものに限る。以下「一般生活用」という。）
共同住宅において、1個のメーターを2戸以上で家事用に使用する
場合の料金は、使用者の申請により、当該共同住宅の総使用
として使用する場合の料金は、使用者又は総代人の申請により、
水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、それぞれに家事用
当該共同住宅の総使用水量を当該共同住宅における申請に係る戸
数の料金（以下「申請戸数」という。）で除して得た水量（以下「平均
水量」という。）を基礎とし、設置されているメーターの口径に
応じて前項の表に定めるところにより、当該申請戸数1戸ずつに
つきそれぞれ算定した額の合計額とする。この場合において、設
置されているメーターの口径が25ミリメートル以上のときは、当
該口径を20ミリメートルとみなして算定する。
- 3 前項の場合において、平均水量に1未満の端数があるときは、
当該総使用水量から、平均水量の1未満の端数を切り捨てた数（
以下「調整平均水量」という。）に当該申請戸数を乗じて得た数
を控除し、これにより得た数に相当する戸数分にあつては調整平
均水量に1を加えた数を、それ以外の戸数分にあつては調整平均
水量を、それぞれ前項の算定の基礎となる水量とする。

（最低使用水量）

- 第27条 削除
1 給水装置の1月の使用水量が、次項に規定する最低使用
水量に満たない場合であっても、当該給水装置の利用者は、その
最低使用水量まで使用したものとする。

- 2 1 給水装置の最低使用水量は、その給水装置に設置されたメー
ターの呼び径に応じ、1月につき次のとおりとする。

メーターの呼び径	最低使用水量
25 以下	8立方メートル
40 以上100以下	50立方メートル
150以上	100立方メートル

(使用水量の認定等)

第29条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合の
前条の規定にかかわらず、管理者は、次の各号の一に該当
使用水量は、前年の同月の使用水量、直近の使用水量等を勘案し
する場合は、使用水量を認定する。
、管理者が認定することができる。

(第1号から第4号まで省略)

2 1 給水装置を2種~~以上~~^{以上}の用途に使用する場合においては、その
 給水装置の用途の区分は、管理者が定める。ただし、管理者は、
 必要と認めるときは、実際に使用した用途の区分に応じてその使
 用水量を認定することができる。

(料金算定の特例)

第31条 メーター点検例日から次の点検例日までの期間の中途にお
 いて給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止したときの料金
 は、第26条第1項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に掲げ
る区分に応じ当該各号に定めるところによる。ただし、メーター
 の口径が40ミリメートル以上のものについては、この限りでない
 呼び径50

(1) 使用日数が15日以内のとき 第26条第1項の表に掲げる
使用期間が1月に満たない場合
専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に
掲げる基本料金の2分の1の額と同表に掲げる従量料金の額と

の合計額に 1.1 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ア 使用日数が 15 日以内で、かつ、使用水量が 1 月の最低使用水量の 2 分の 1 の水量を超えないときの料金は、当該給水装置の種類に応じ第 26 条の表に掲げる基本料金の額の 2 分の 1 の額に 1.1 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 使用日数が 16 日以上 30 日以内であるときまたは使用水量が 1 月の最低使用水量の 2 分の 1 の水量をこえるときの料金は、使用期間を 1 月とみなし、第 26 条の規定により計算する。
(2) 使用日数が 16 日以上 30 日以内のとき 使用期間を 1 月とみなし、使用期間が 2 月に満たない場合
し、第 26 条第 1 項の規定により計算する。

ア 使用日数が 31 日以上 45 日以内で、かつ、使用水量が 1 月の最低使用水量の 2 分の 3 の水量を超えないときの料金は、当該給水装置の種類に応じ第 26 条の表に掲げる基本料金の額の 2 分の 3 の額に 1.1 を乗じて得た額とし、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 使用日数が 46 日以上 60 日以内であるときまたは使用水量が 1 月の最低使用水量の 2 分の 3 の水量をこえるときの料金は、使用期間を 2 月とみなし、第 26 条の規定により計算する。
(3) 使用日数が 31 日以上 45 日以内のとき 第 26 条第 1 項の表に掲げる専用給水装置の用途及びメーターの口径の区分に応じ、同表に掲げる基本料金の 2 分の 3 の額と、使用期間を 2 月、かつ、使用水量を各月均等とみなして計算した同表に掲げる従量料金の額との合計額に、1.1 を乗じて得た額とし、1 円未満の端

数があるときは、これを切り捨てる。

- (4) 使用日数が46日以上60日以内のとき 使用期間を2月、かつ、使用水量を各月均等とみなし、第26条第1項の規定により計算する。

(第2項省略)

(水道利用加入金)

第34条の2 給水装置 (私設消火栓を除く。次項において同じ。)
私設消火せんを除く

の新設工事及び改造工事 (メーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$ を増すものに限る。

以下同じ。) の申込者は、次に定める額を水道利用加入金 (以下「加入金」という。) として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$ に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$ が 25ミリメートル以下の一般生活用 の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有する者である場合は、82,500円とする。

メーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$	加入金の額
<u>25ミリメートル以下</u> 25以下	165,000円
<u>40ミリメートル</u> 40	1,402,500円
<u>50ミリメートル</u> 50	2,145,000円
<u>75ミリメートル</u> 75	5,115,000円
<u>100ミリメートル</u> 100	8,745,000円
<u>150ミリメートル</u> 150	19,800,000円

200ミリメートル以上 200以上	管理者が別に定める額
----------------------	------------

- (2) 改造工事 改造後のメーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$ に対応する前号に規定する額から改造前のメーターの $\frac{\text{口径}}{\text{呼び径}}$ に対応する同号に規定する額を控除した額

(第2項省略)

- 3 前2項に定めるもののほか、受水槽及びこれに直結する給水設備から新たに給水を受けようとする者は、前2項の規定を準用して得た額を加入金として納入しなければならない。

(第4項及び第5項省略)

(実費の徴収)

第37条 (第1項省略)

- 2 次条第2項ただし書の確認に要する費用は、申込者からその実費を徴収する。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第6条第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給

水第4号

水装置の構造及び材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

付 則

(第1項から第5項まで省略)

(一般生活用
家事用の専用給水装置の新設工事等に係る暫定水道利用加入金)

6 メーターの口径が25ミリメートル以下の一般生活用
呼び径が25以下の家事用の専用給水装置(共同住宅に設置するものを除く。)の新設工事(引き続き3年以上市内に住所を有する者が申し込むものを除く。)に係る加入金の額については、当分の間、第34条の2第1項第1号本文の規定にかかわらず、82,500円とする。

7 前項の規定の適用を受けた一般生活用
家事用の専用給水装置の改造工事に係る加入金の額に係る第34条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「前号に規定する額」とあるのは、「前号に規定する額(ただし、メーターの口径が25ミリメートル
呼び径が25以下のものであっては、82,500円とする。以下この号において同じ。)」とする。

(第8項省略)

9 受水槽及びこれに直結する給水設備
給水用具から新たに一般生活用
家事用の給水を受けようとする者に係る加入金の額に係る第34条の2第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「前2項」とあるのは、「前2項及び付則第6項から第8項まで」とする。